

令和2年1月23日

令和元年度第10回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和元年度第10回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 令和2年度市立小中学校の授業日数について
- 第2号 松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の制定について
- 第3号 松本市指定文化財の指定について

[報告]

- 第1号 令和元年度行政改革（令和2年度実施）について
- 第2号 鎌田中学校における民事訴訟について

[周知事項]

- 1 令和2年松本市成人式の開催結果について
- 2 新成人松本若者会議の開催について
- 3 第72回優良公民館表彰の決定について
- 4 第19回信州梓川賞展の開催について

[その他]

議案第 1 号

令和2年度市立小中学校の授業日数について

1 趣旨

学校教育法施行令第29条及び学習指導要領における規定に基づき、令和2年度の市立小中学校の授業日数について、次のとおり設定するものです。

2 令和2年度市立小中学校の年間授業日数

「207±2日」とします。

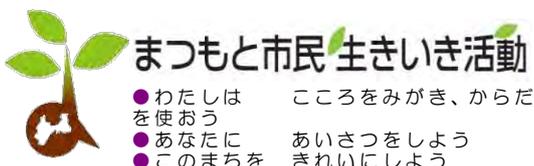
3 年間授業日数設定に当たっての根拠及び留意点

- (1) 「学校教育法施行令」第29条の規定において、公立学校の学期及び休業日数は、教育委員会が定めることとされています。また「松本市立幼稚園、小・中学校管理規則」第3条の2では、政令第29条の規定による夏季、冬季及び学年末等における休業日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めることとされています。
- (2) 学校長は、学習指導要領における教育課程の履修時間に加え、クラブ活動（小学校）、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等、教育課程外に必要な日数又は時数を加味して休業日を決定します。
- (3) 「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」においては、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が、児童の負担過重にならないようにすることとされています。
- (4) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、年間の授業時数が標準授業時数を下回らないよう配慮しています。
- (5) 全国の小中学校平均授業数はおおむね205日であり、全国平均に近づけていきたいと考えています。

4 今後の予定

設定した年間授業日数に基づき、各校が教育課程・年間指導計画を編成し、教育委員会に提出することとします。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



「学都松本」

議案第 2 号

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱の制定について

1 趣旨

令和2年4月から開始する学校給食費の公会計化にあたり、松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱を制定することについて協議するものです。

2 設置目的

松本市立小学校及び松本市立中学校における安全で良質な学校給食食品を確保し、円滑な学校給食の運営を図るため

3 設置要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年3月1日

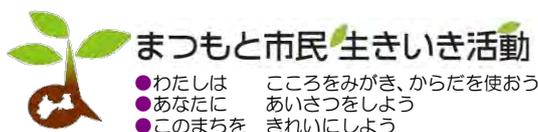
5 今後の予定

3月初旬に第1回食品等選定委員会を開催し、以降毎月開催することで、学校給食費の公会計化後の食材調達を適切に実施していきます。

担当	学校給食課
----	-------

課長	清澤 秀幸
----	-------

86-1130



「学都松本」

松本市教育委員会告示第 号

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

松本市教育委員会

松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市立小学校及び松本市立中学校における安全で良質な学校給食食品を確保し、円滑な学校給食の運営を図るため松本市学校給食食品等選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食等の研究及び調達に関すること
- (2) 学校給食等の納入業者の選定、指導に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) P T A関係者
- (3) 松本保健所関係者
- (4) 学校給食課長
- (5) 学校給食センター長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学校給食課長をもってこれに充て、副委員長は、学校給食センター長をもってこれに充てる。

3 委員長は、委員会の会務を処理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない

3 会議における決定は、出席した委員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

議案第 3 号

松本市指定文化財の指定について

1 趣旨

令和元年9月17日付教育委員会諮問第4号で松本市文化財審議委員会に諮問し、12月18日に答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市指定文化財として指定を行うものです。

2 指定する文化財

(1) 名称・区分・所在地

名 称	指定区分	所 在 地
城山公園	特別名勝	松本市蟻ヶ崎1219の一部、 1221-2

(2) 指定理由

別添物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第3条、同条例施行規則第2条第1項

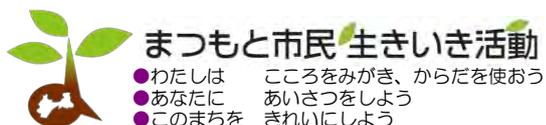
3 答申書（写）

別紙のとおり

担当 文化財課

課長 大竹 永明

電話 34-3292





令和元年12月18日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会

委員長 山本 雅道



松本市指定文化財の指定について（答申）

令和元年9月17日付け松本市教育委員会諮問第4号で諮問のあった、松本市指定文化財の指定について、審議の結果、下記のとおり指定することが適当な旨、答申します。

記

1 指定することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
城山公園	特別名勝	松本市蟻ヶ崎1219の一部、 1221-2

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 特別名勝
- 2 名称 城山公園
- 3 所在地 松本市大字蟻ヶ崎 1 2 1 9 の一部、1 2 2 1 - 2 (2筆)
- 4 所有者 財務省
- 5 物件の概要
 - (1) 法量 約 1 3, 8 6 0 m² (明治 8 年 (1 8 7 5 年) 公園指定範囲 (推定))
 - (2) 年代 江戸時代以降
 - (3) 内容

城山公園は、天保 1 4 年 (1 8 4 3 年) に松本城主戸田光庸が、犬甘城址に桜や楓数千本を植え、領民に開放したことがきっかけとなり、明治 6 年の太政官布告第 1 6 号に基づき、明治 8 年に公園に指定された。

城山公園は、開設当初より松本市街地はもちろんのこと松本平全体を見渡すことができる景勝地として高く評価されており、戸田光庸が植栽した桜や楓などの花木を愛でる場所であるとともに、公園から見る市街地及び周辺山岳の景観に優れた公園として鑑賞上の価値も高く、市民の憩いの場として親しまれ、浅井冽、杉田久女、窪田空穂など地元ゆかりの歌碑も多く設置されている。

6 指定基準及び理由

(1) 指定基準

ア 種別 1 公園、庭園

イ 基準 1 この地方のすぐれた風土美として欠くことのできないものであって、名所的価値及び学術的価値の高いもの。

(2) 指定理由

明治 6 年の太政官布告第 1 6 号に基づく公園として、明治 8 年 1 0 月に現在の長野県で最初に指定された公園の一つ。天保 1 3 年に松本城主戸田光庸が領民から幕府領御預 1 0 0 年の祝賀を受け、その報謝として翌年この地に桜や楓を植樹して領民に開放したのが始まりとされ、市民の憩いの場としての歴史も長い。

江戸時代から今日に至るまで、園内の花木を愛でる空間であるとともに、公園から松本平を望む眺望の良い場所として、変わることなく市民に愛され続けてきた。

松本市街地をはじめ、安曇野や北アルプス、美ヶ原等の景観を一望できる景勝地として 2 0 0 年近くにわたって市民に親しまれていることは、歴史的にも極めて貴重な市民の財産といえる。

7 その他参考となる資料

「近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書」平成 2 4 年 6 月

「城山公園の市特別名勝指定に向けての現状報告 (1)」平成 3 1 年 5 月 2 4 日

「城山公園の市特別名勝指定に向けての評価」令和元年 9 月

松本市城山公園区域図



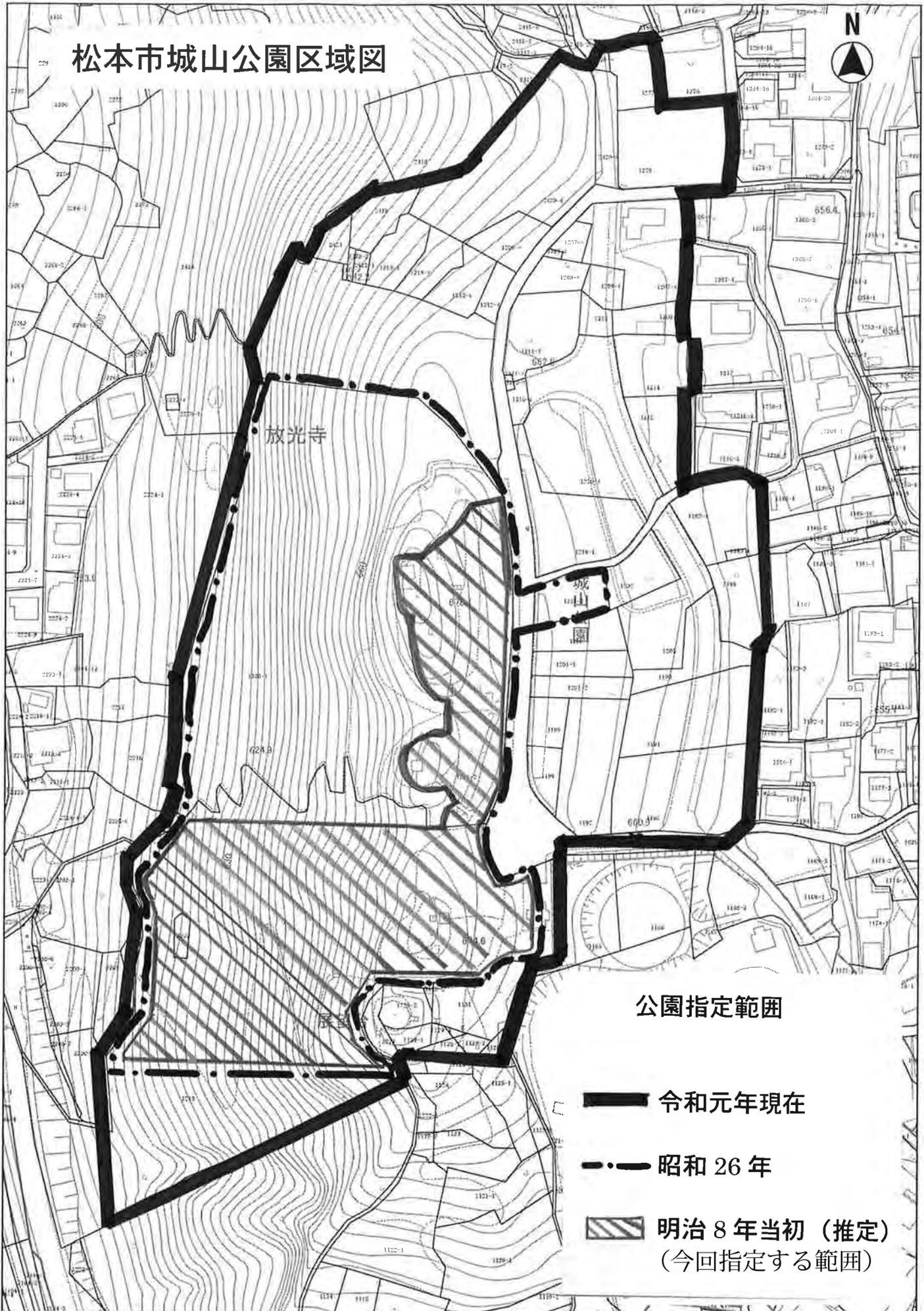
放光寺

公園指定範囲

令和元年現在

昭和 26 年

明治 8 年当初 (推定)
(今回指定する範囲)



○松本市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第3条 松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。

（中略）

（6） 松本市特別名勝

前条第4号に規定する文化財のうち、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で重要なもの

○松本市文化財保護条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって行うものとする。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分	種別	指定（認定）基準
松本市特別名勝	1 公園、庭園	＜指定基準＞ 1 左記のうち、この地方のすぐれた風土美として欠くことのできないものであって （1） 自然的なものにおいては、風致、景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価値の高いもの （後略）
	2 橋渠、築堤	
	3 花樹、花草、紅葉緑樹などの叢生する場所	
	4 鳥獣、魚、虫などの棲息する場所	
	（後略）	

報告第 1 号

令和元年度行政改革（令和2年度実施）について

1 趣旨

令和2年度に実施する行政改革の主な項目について報告するものです。

2 取組状況

(1) 組織の見直し

ア 学校給食課

(ア) 梓川給食センター → 梓川給食センター担当

(イ) 波田給食センター → 波田給食センター担当

(ウ) 四賀給食センター → 四賀給食センター担当

イ 博物館

(ア) 庶務係 → 庶務担当

※別紙1参照

(2) 主要員の見直し

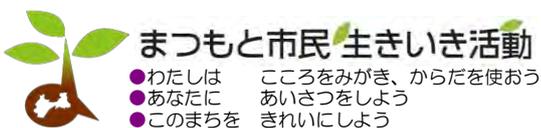
部	課	見直し内容	要員増減		
			正規	嘱託	増減
教育部	学校教育課	学校施設管理体制の見直し	▲1	1	0
	学校給食課	学校給食費会計公会計化に伴う強化	2		2
		会計年度任用職員制度導入に伴う強化		8	8
	中央図書館	子ども読書活動推進の強化		3	3
	文化財課	史跡整備の強化	1	▲1	0
	松本城管理事務所	会計年度任用職員制度導入に伴う強化		3	3
	博物館	基幹博物館整備の強化（時限配置3年）	1	▲1	0
旧開智学校校舎の館長（嘱託）の正規化		1	▲1	0	
			4	12	16

※別紙1参照

(3) 検討項目結果

別紙2のとおり

担当 教育政策課
課長 小林 伸一
電話 33-3980



「学都松本へ」

【教育部】

所 管	項 目	検 討 結 果					
		実 施	一部実施	継続検討	取止め	取下げ	
教育政策課	1	新科学館整備事業				○	
学校教育課	2	学校体育施設利用申請の一元化		○			
	3	学校施設管理の要員体制のあり方	○				
	4	高校生への通学費補助の対応			○		
	5	時限配置職員の解消(学校給食費会計の公会計化に伴う2種臨時職員の見直し)	○				
	6	学校教育課配置人員の増員の見直し	○				
	学校指導課	7	正規職員の配置			○	
8		2種臨時職員の配置(自立支援教員)	○				
9		2種臨時職員の配置(スクールサポートスタッフ)				○	
学校給食課	10	東西センター給食調理員の要員見直し				○	
	11	学校給食費会計公会計		○			
	12	西部学校給食センター要員の見直し				○	
	13	四賀学校給食センター要員の見直し				○	
	14	係長制から担当係長制への移行	○				
生涯学習課・中央公民館	15	池上百竹亭のあり方			○		
	16-1	時限配置職員の解消	○				
	16-2	時限配置職員の延長	○				
	17	芳川公民館人員配置の見直し				○	
	18	会計年度任用職員制度導入に伴う公民館職員体制見直し				○	
中央図書館	19	大規模改修にむけた「あり方検討」等の事務の増加に伴う担当職員の配置見直し		○			
	20	分館長の専任化				○	
	21	子ども読書活動推進に係る1種臨時枠の嘱託化	○				
	22	開館時間の見直し			○		
文化財課	23	会計年度任用職員制度導入に伴う職員配置の見直し				○	
	24	専門性を持った職員の採用・配置(埋蔵文化財・史跡整備)			○		
	25	史跡整備担当のあり方		○			
	26	文化財建造物担当技師の設置			○		
松本城管理事務所	27	建造物専門職員の配置に向けた検討			○		
	28	松本城券売・売店等の事務の効率化に向けた検討			○		
	29	会計年度任用職員制度導入に伴う職員配置の見直し		○			
美術館	30	美術館、アカデミア館の要員体制の見直し				○	
	31	美術館の文化スポーツ部への移管【文化振興課再掲】			○		
博物館	32	基幹博物館整備に係る課体制への移行		○			
	33	学芸員等有資格者の特別採用			○		
	34	化石館の職員体制の充実				○	
	35	旧開智学校校舎の館長の正規化	○				
	36	博物館管理体制の充実				○	
	37	博物館資料整理の推進	○				
	38	係長制から担当係長制への移行	○				

		現行の雇用形態				
		常勤嘱託 ⇒会計年度フルタイム へ移行	非常勤特別職 ⇒1類又は5類へ移 行	非常勤嘱託職員 ⇒ 1・2類へ移行	1種臨時 ⇒ 3類へ移行	2種臨時 ⇒ 4類へ移行
給付		報酬（月額） 規則第16条	報酬（月額） 規則第16条	報酬（月額） 規則第16条	賃金（日額、時間額） 規則第16条	賃金（時間額） 規則第16条
手当	期末手当	○ （付加報酬）規則第22条	△ （雇用条件による）	○ （付加報酬）規則第22 条	○ （付加賃金）規則第23 条	×
	退職手当	×	×	×	×	×
	時間外・休日	○ （割増報酬）規則第17条	△ （雇用条件による）	○ （割増報酬）規則第17 条	○ （割増賃金）規則第18 条	△ （雇用条件による） 規則第18条
	その他手当	○ （冬季付加報酬）	△（雇用条件による） （寒冷地手当） 特別職給与条例第11 条	○ （冬季付加報酬）	×	×
勤務時間		7時間45分/日 38時間45分/週	7時間45分/日 38時間45分/週 （雇用条件による）	7時間45分/日 38時間45分/週 8月、2月は17日勤務 勤務時間条例第15条	7時間45分/日 1ヵ月17日勤務 勤務時間条例第15条	7時間45分/日 （雇用条件による） 勤務時間条例第15条
任用	任期	1会計年度 更新可 規則第3条、第13条	1年 更新可	1会計年度 更新可 規則第3条、第13条	1会計年度 6ヵ月を超えない期間 更新可 規則第3条、第13条	1会計年度 1月を超えない期間 規則第3条、第13条
	条件付任用	1ヵ月	×	1ヵ月	×	×
事務執行 （任用・給与支給等）		主管課 報酬は職員課で計算	主管課 報酬は職員課で計算	職員課 規則第12条第2項 報酬は職員課で計算	職員課 規則第12条第2項 賃金は職員課で計算	主管課 規則第12条第2項 賃金は各課で計算
保険		健康保険・国民健康保険	健康保険・国民健康保 険	健康保険・国民健康保 険	健康保険・国民健康保 険	健康保険・国民健康保 険
		雇用保険	雇用保険	雇用保険	雇用保険	雇用保険
年金		厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年金
災害補償		労災保険	労災保険	労災保険	労災保険	労災保険

改正法施行後（案）						
会計年度フル （38時間45分/週勤 務）	会計年度パート（38時間45分/週末満勤務）					5類 所属課運用
	1類	2類 （保育士・調理 員・学校関係）	3類		4類	
			3-1	3-2		
給料（月額）	報酬（月額）	報酬（月額）	報酬（日額）	報酬（月額）	時給	非常勤特別職から移行
○	○	○	6ヶ月以上で月 17日勤務○	○	6ヶ月以上で 62時間以上/ 月○	6ヶ月以上 62時間未満/ 月以外×
○	×	×	×	×	×	×
○	○	○	○	○	△ （雇用条件による）	△ （雇用条件による）
○ （地域手当、特殊勤 務手当、寒冷地手 当）	○ （冬季付加報酬）	○ （冬季付加報酬）	×		×	△ （雇用条件による）
38時間45分/週 7時間45分/日	7時間30分/日	7時間45分/日 38時間45分/週 8月、2月は17 日勤務	7時間45分/日	6時間15分/日	必要な時間	必要な時間
1会計年度 更新可	1会計年度	1会計年度	1会計年度		1会計年度	1会計年度
1ヵ月	1ヵ月	1ヵ月	1ヵ月		×	1ヵ月
職員課又は主管課	職員課又は主管課	職員課又は主管課	職員課又は主管課		主管課 賃金は各課で計算	主管課
健康保険・国民健康 保険 ※条件により、地方 公務員共済組合加入	健康保険・国民健 康保険	健康保険・国民健 康保険	健康保険・国民健康保険		健康保険・国民健康保 険	健康保険・国民健康保 険
雇用保険 （共済加入の場合適 用無）	雇用保険	雇用保険	雇用保険		雇用保険	雇用保険
厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年 金	厚生年金・国民年 金	厚生年金・国民年金		厚生年金・国民年金	厚生年金・国民年金
条件により、 ①地方公務員災害補 償基金 ②公務災害補償 ③労災保険	条件により、 ①公務災害補償 ②労災保険	条件により、 ①公務災害補償 ②労災保険	条件により、 ①公務災害補償 ②労災保険		労災保険	条件により、 ①公務災害補償2 ②労災保険

会計年度任用職員制度への移行について

1 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、非常勤職員の処遇改善等を目的とした会計年度任用職員制度が新設されたことに伴い、本市においても会計年度任用職員制度を新設し、令和2年度から開始するもの。

2 制度の概要

- (1) フルタイム会計年度任用職員制度（正規職員と同じ勤務時間）とパートタイム会計年度任用職員（正規職員の勤務時間未満）制度が創設、併せて職務経験を考慮した報酬水準の設定と期末手当を支給
- (2) 任用基準の厳格化
 - ア 任用上限年数の撤廃（現行5年又は8年）
 - イ 勤務評定の導入
 - ウ 条件付き採用期間の設定（毎年1カ月間の試用期間の設定）
- (3) フルタイム会計年度任用職員への退職手当の支給
- (4) 国の非常勤職員同様の休暇制度を付与

3 現行職員の移行

別紙3のとおり

鎌田中学校における民事訴訟について

1 趣旨

本市勝訴の判決が確定した民事訴訟事件の概要について報告するものです。

2 事件の概要

(1) 事件番号等 平成30年(ワ)第39号 損害賠償請求事件

(2) 当事者

ア 原告 松本市大村428番地 中野 ゆかり

イ 被告 松本市

(3) 係属裁判所 長野地方裁判所松本支部

(4) 請求の概要

被告が設置する中学校の校長であった訴外Aは職員の心身の健康を損なうことがないよう配慮する義務を怠ったため、被告は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償として金204万2,224円及びこれに対する平成30年2月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 経過

- | | | | | |
|-----|-----|----|---|----------------|
| 27. | 4. | 1 | 原告が、市内中学校に赴任 | |
| | 10. | 6 | 原告が、療養休暇を取得（平成27年12月31日まで） | |
| 28. | 7. | 11 | 原告が、訴外A（原告が赴任した当時の中学校長）に対し、書面で療養等に係る損害賠償を請求 | |
| | 11. | 2 | 原告が、訴外Aに対し、弁護士を代理人として損害賠償を請求する通知を送付 | |
| | 12. | 2 | 訴外Aが、原告に対し、請求に応じられない旨を書面で回答 | |
| 29. | 1. | 5 | 原告が、訴外Aに対し、再度、損害賠償を請求 | |
| | 3. | 3 | 原告の主張が訴外Aの校長としての職務上の行為の責任を問うものであったことから、市が、原告に対し、請求に応じられない旨を回答 | |
| | 9. | 1 | 原告が、訴外Aに対し、損害賠償を求める調停を申立て | |
| | 10. | 16 | 第1回調停期日。調停不成立にて終了 | |
| 30. | 2. | 16 | 原告が、市を被告として訴訟を提起 | |
| | | 21 | 訴状を受理 | |
| | 3. | 28 | 第1回口頭弁論 | |
| 元. | 10. | 16 | 最終期日 | |
| | 12. | 18 | 判決言渡し（棄却。本市勝訴） | |
| | 2. | 1. | 7 | 控訴期間の徒過により判決確定 |

(6) 判決（主文）

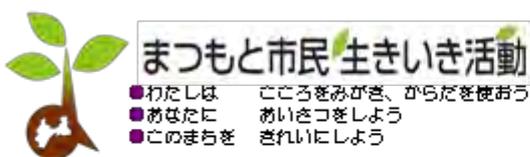
- ア 原告の請求を棄却する。
- イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 裁判所の主な判断

原告に課せられていた業務全体の具体的内容を踏まえても、原告に課せられていた業務が、客観的にみて過重な内容のものであったとまではいい難く、本件における全証拠によってもこれを認めるに足りない。したがって、訴外Aに原告の主張する各措置を講ずる義務が発生していたとは認められない。

訴外Aに、原告に対する安全配慮義務違反があったとは認められないため、原告による、被告の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求は、その他の点について判断するまでもなく理由がない。

担当	学校指導課
課長	高野 毅
電話	33-4397



教育委員会資料
2 . 1 . 2 3
生涯学習課

周知事項 1

令和2年松本市成人式の開催結果について

1 趣旨

令和2年松本市成人式の開催結果について周知するものです。

2 式典概要

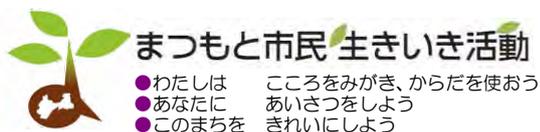
- (1) 日時 令和2年1月12日(日) 13時～14時
- (2) 会場 松本市総合体育館 メインアリーナ
- (3) 主催 松本市・松本市教育委員会
- (4) 企画運営 令和2年松本市成人式実行委員会(新成人17人)
- (5) 実績

	参加者	対象者	出席率
今回	1,938人	2,342人	82.7%
前回	1,860人	2,328人	79.9%

3 実施状況

- (1) 平成17年の合併以降、新成人の参加者が初めて1,900人を超え、出席率も初めて80パーセントを超えました。
- (2) 例年に比べると静かで落ち着いた雰囲気の様式となりました。
- (3) 新たな令和の時代の担い手として、2人の新成人が将来の抱負を力強く述べました。
- (4) 実行委員が企画・作成した映像は、女子柔道の出口クリスタさん、バレエダンサーの二山治雄さんの新成人へのお祝いメッセージ、平成の思い出及び新成人の夢についての一言フリップを上映しました。
- (5) 国歌斉唱の際、音楽大学生の実行委員がステージ中央で君が代を歌い、式典に華を添えました。
- (6) 新成人が平成から令和への架け橋となって、地球環境にやさしい行動を考え、持続可能な社会を築いて欲しいメッセージが込められたオリジナル木箸が、式典当日に新成人へ配付されました。
- (7) 漫画家 高野莓さんにパンフレットの表紙絵を描いていただき、新成人をお祝いしました。パンフレットには、2月23日開催の新成人松本若者会議の開催案内を掲載しました。
- (8) 若者の地元定着と進学などで市外に出た若者のUターンを促進するため、松本市のまちづくり、松本市の魅力を紹介する映像を式典前に5分間映し、関係課の協力でパネルをロビーに展示しました。

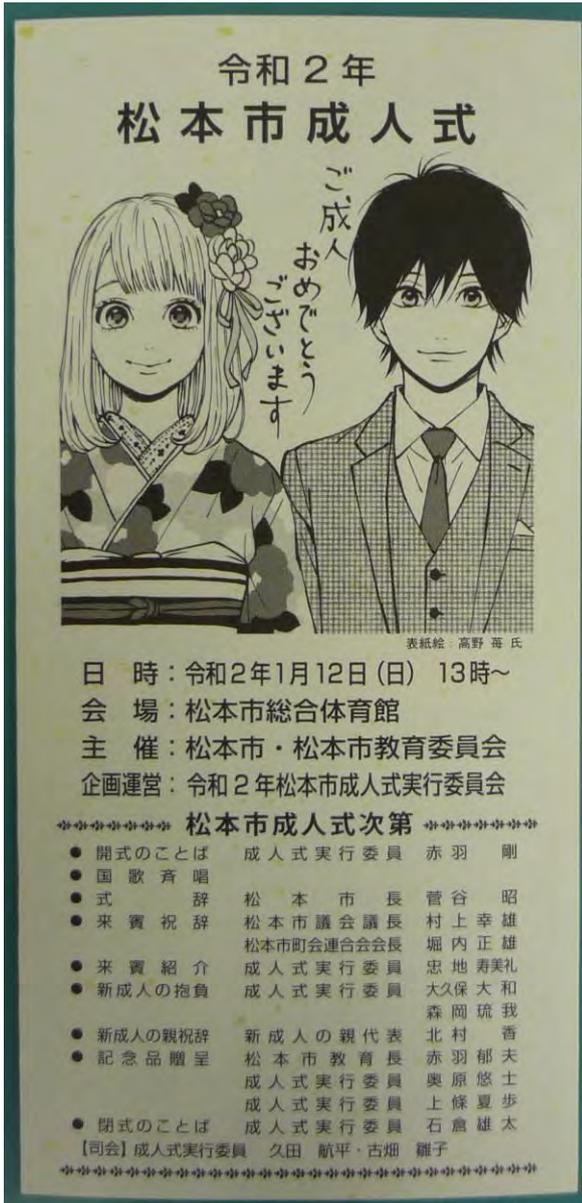
担当	生涯学習課
課長	栗田 正和
電話	32-1132



「学都松本へ」

▼パンフレット

※表紙は高野莓さん(漫画家)のデザイン



▼企画映像

※出口クリスタさん、二山治雄さんのメッセージの他平成の思い出を振り返る映像と一言フリップリレー



▼成人式記念品 (オリジナル木箸)



▼松本の魅力紹介動画

※3ガク都ほか松本の魅力を動画で紹介



▼新成人の抱負 (新成人代表2名)



周知事項 2

新成人松本若者会議の開催について

1 趣旨

新成人が大人になったことを自覚し、社会参画に踏み出すきっかけづくりとして、新成人松本若者会議を開催することについて周知するものです。

2 概要

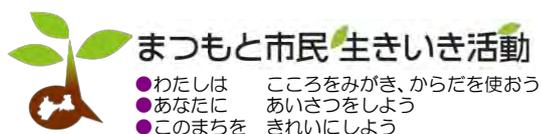
- (1) 日時 令和2年2月23日（日）13時30分～15時30分
- (2) 会場 なんなんひろば大会議室
- (3) 対象 令和元年度新成人
(平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方)
- (4) 企画運営 令和元年度松本市成人式実行委員会
- (5) テーマ 松本を若者が住みたいまちにするために
～新成人の皆さんの夢を語ってください。～
- (6) 内容

ワークショップで、松本市を若者にとって魅力的なまちにするために大切なことを考えます。

3 周知方法

- (1) 成人式パンフレットへの掲載
- (2) 市公式ホームページ、広報まつもとへの掲載
- (3) 公民館等市内施設へチラシ配布
- (4) 報道機関へ周知

担当 生涯学習課
課長 栗田 正和
電話 32-1132



「学都松本へ」

周知事項 3

第72回優良公民館表彰の決定について

1 趣旨

松本市第三地区公民館が、文部科学大臣により第72回優良公民館表彰館として決定されましたので、周知するものです。

2 優良公民館表彰

文部科学省が、公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められるものを表彰します。

3 表彰館

松本市第三地区公民館

4 受賞の背景

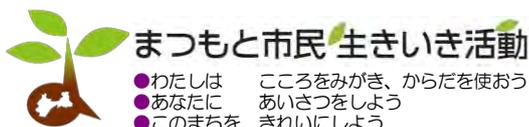
- (1) 地域課題となっている高齢者の転倒率の高さを示すデータを提示し、住民の自主的な体操意欲の向上を目指した「いきいき100歳体操」を公民館講座として初めて実施した。
- (2) 地区周辺の8つの小・中・高校、児童センターの子どもたちが、やりたいことや意見を挙げながら地域住民と連携して活動する「あがたの森未来サミット」で、あいさつ運動や世代間交流スポーツ講座などを実施している。
- (3) 公民館がコーディネーター役となり地域と学校の協働活動を推進している。

5 表彰式

- (1) 日程 令和2年2月14日（金）
- (2) 場所 文部科学省第2講堂
- (3) 被表彰館
ア 全国 75館
イ 長野県 2館（塩尻市広丘公民館） 別紙参照

6 過去の松本市表彰館

昭和62年 松本市中央公民館
平成14年 松本市中央公民館



担当	生涯学習課・中央公民館
課長	栗田 正和
電話	32-1132

第72回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	ふりがな 公民館名	No.	都道府県名	ふりがな 公民館名
1	北海道	しゃりちようこうみんかんゆめほーるしれとこ 斜里町公民館ゆめホール知床	39	長野県	まつもとしいさんちくこうみんかん 松本市第三地区公民館
2	北海道	うらほろちようよしのこうみんかん 浦幌町吉野公民館	40	岐阜県	たじみしわきのしまこうみんかん 多治見市脇之島公民館
3	北海道	なかしべつちようそうごうぶんかいかん 中標津町総合文化会館	41	岐阜県	みずなみしひよしこうみんかん 瑞浪市日吉公民館
4	青森県	はちのへしりつおおだてこうみんかん 八戸市立大館公民館	42	岐阜県	えなしかさぎこみゆにていせんたー 恵那市笠置コミュニティセンター
5	岩手県	とのおしかみごうちくこうみんかん 遠野市上郷地区公民館	43	静岡県	ふじのみやしりつゆのこうみんかん 富士宮市立柚野公民館
6	岩手県	すみたちよりのつしもありすちくこうみんかん 住田町立下有住地区公民館	44	静岡県	しまだしりつはつらくこうみんかん 島田市立初倉公民館
7	岩手県	いちのせきしふじさわしみんせんたー 一関市藤沢市民センター	45	静岡県	はままつしなんようきょうどうせんたー 浜松市南陽協働センター
8	宮城県	とめしよねやまこうみんかん 登米市米山公民館	46	愛知県	おおぶしりつきたやまこうみんかん 大府市立北山公民館
9	宮城県	しろいしさいかわこうみんかん 白石市斎川公民館	47	愛知県	とよはししほんごうちくしみんかん 豊橋市本郷地区市民館
10	秋田県	だいせんしりつよつやこうみんかん 大仙市立四ツ屋公民館	48	京都府	ふくちやましりつにつしんちいきこうみんかん 福知山市立日新地域公民館
11	秋田県	にかほしにかほこうみんかん にかほ市仁賀保公民館	49	京都府	きょうたなべしりつちゅうおうこうみんかん 京田辺市立中央公民館
12	山形県	ながいしちほうこみゆにていせんたー 長井市致芳コミュニティセンター	50	京都府	ながおかきょうしちゅうおうしやうがいぐくしゅうせんたー 長岡京市中央生涯学習センター
13	福島県	あいづわかまつしやうがいぐくしゅうそうごうせんたー 会津若松市生涯学習総合センター	51	兵庫県	かさいしぜんほうこうみんかん 加西市善防公民館
14	福島県	ふくしままつかわがくしゅうせんたー 福島市松川学習センター	52	兵庫県	いたみしりつほくふがくしゅうせんたー 伊丹市立北部学習センター
15	福島県	こおりやましりつひわだこうみんかん 郡山市立日和田公民館	53	奈良県	ならしりつあすかこうみんかん 奈良市立飛鳥公民館
16	茨城県	かしましりつとよさこうみんかん 鹿嶋市立豊郷公民館	54	鳥取県	くらよしわなだこうみんかん 倉吉市上灘公民館
17	茨城県	ちくせしりつなかくこうみんかん 筑西市立中公民館	55	鳥取県	とっとりしりつおかもかげちくこうみんかん 鳥取市立面影地区公民館
18	群馬県	たかさきしみさとこうみんかん 高崎市箕郷公民館	56	鳥根県	はまだしりつくもぎこうみんかん 浜田市立雲城公民館
19	群馬県	まえばししふじみこうみんかん 前橋市富士見公民館	57	鳥根県	まつえしみほのせきこうみんかん 松江市美保関公民館
20	埼玉県	かわぐちしりつとづかこうみんかん 川口市立戸塚公民館	58	岡山県	みまさかしおおほらこうみんかん 美作市大原公民館
21	埼玉県	さいたましりつたかやなぎこうみんかん さいたま市立片柳公民館	59	広島県	ふちゅうしこくこうみんかん 府中市国府公民館
22	埼玉県	ふかやしやつもとこうみんかん 深谷市八基公民館	60	広島県	ひろしましふないりこうみんかん 広島市舟入公民館
23	千葉県	きみつしすなみこうみんかん 君津市周南公民館	61	山口県	さんようおのだしてあいこうみんかん 山陽小野田市出合公民館
24	千葉県	いんざいしりつちゅうおうこうみんかん 印西市立中央公民館	62	山口県	ほうふしかつまこうみんかん 防府市勝間公民館
25	千葉県	しろいしがくしゅうとうきょうしゅうせつ 白井市学習等供用施設	63	徳島県	あなんしりつみのぼやちくこうみんかん 阿南市立見能林公民館
26	神奈川県	ひらつかしりつあさひみなみこうみんかん 平塚市立旭南公民館	64	愛媛県	まつやましばんちようこうみんかん 松山市番町公民館
27	神奈川県	あつぎしりつなんもうりこうみんかん 厚木市立南毛利公民館	65	愛媛県	うわじましりつたかみつこうみんかん 宇和島市立高光公民館
28	新潟県	さんじょうしただこうみんかん 三条市下田公民館	66	愛媛県	いまばりしたちばなかるちやーせんたー 今治市立花カルチャーセンター
29	新潟県	しばしちゅうおうこうみんかん 新発田市中央公民館	67	佐賀県	さがしりつしんえいこうみんかん 佐賀市立新栄公民館
30	富山県	あさひちようりつおおえのしょうこうみんかん 朝日町立大家庄公民館	68	佐賀県	さがしりつわかすこうみんかん 佐賀市立若楠公民館
31	富山県	いみずしんがこみゆにていせんたー 射水市三ヶコミュニティセンター	69	長崎県	しまばらしりつあんなかこうみんかん 島原市立安中公民館
32	石川県	かなざわしひょうたんまちこうみんかん 金沢市瓢箪町公民館	70	長崎県	ながさきしちゅうおうこうみんかん 長崎市中央公民館
33	石川県	かがしりつきんめいこうみんかん 加賀市立金明公民館	71	大分県	おおいとしおいたちゅうおうこうみんかん 大分市大分中央公民館
34	石川県	ななおしのとじまちこみゆにていせんたー 七尾市能登島地区コミュニティセンター	72	鹿児島県	かごしましこおりやまこうみんかん 鹿児島市郡山公民館
35	福井県	ふくいさこうこうみんかん 福井市酒生公民館	73	鹿児島県	いぶすきしりついまいずみこうこうみんかん 指宿市立今和泉校区公民館
36	福井県	えいへいちちようえいへいちこうみんかん 永平寺町永平寺公民館	74	鹿児島県	ひおきしつちばしちくこうみんかん 日置市土橋地区公民館
37	山梨県	かいしきしまこうみんかん 甲斐市敷島公民館	75	沖縄県	なはしはなたがわこうみんかん 那覇市繁多川公民館
38	長野県	しおじりしひろおかくこうみんかん 塩尻市広丘公民館			

…公民館
 …公民館と同等の施設
 …優秀館

周知事項 4

第19回信州梓川賞展の開催について

1 趣旨

梓川アカデミア館で開催する信州梓川賞展の開催概要について周知するものです。

2 開催目的

梓川流域の風土や風景、文化等から表出された絵画等の公募を行い、松本市の芸術文化の振興を図り、ふるさとへの愛着を深めることを目的とします。

3 応募状況

- (1) 一般（高校生以上）の部 72点（59人）
- (2) 小中学生の部 小学生352点、中学生15点

4 入賞・入選作品展覧会

- (1) 会期 令和2年2月8日（土）から3月8日（日）まで（26日間）
表彰式 令和2年2月8日（土）
- (2) 会場 梓川アカデミア館 ギャラリー
- (3) 開館時間 9時から17時まで（2月8日の一般開場は正午から）
- (4) 入場料 無料
- (5) 主催 信州梓川賞展実行委員会、梓川アカデミア館

5 審査

- (1) 審査会 令和元年12月19日（木）に開催しました。
- (2) 審査員 滝沢 具幸（日本画家、飯田市美術博物館館長）
那須 弘司（洋画家）
小川 稔（松本市美術館館長）

担 当	美術館
副館長	小口 一夫
電 話	内線2270

まつもと市民
生きいき活動

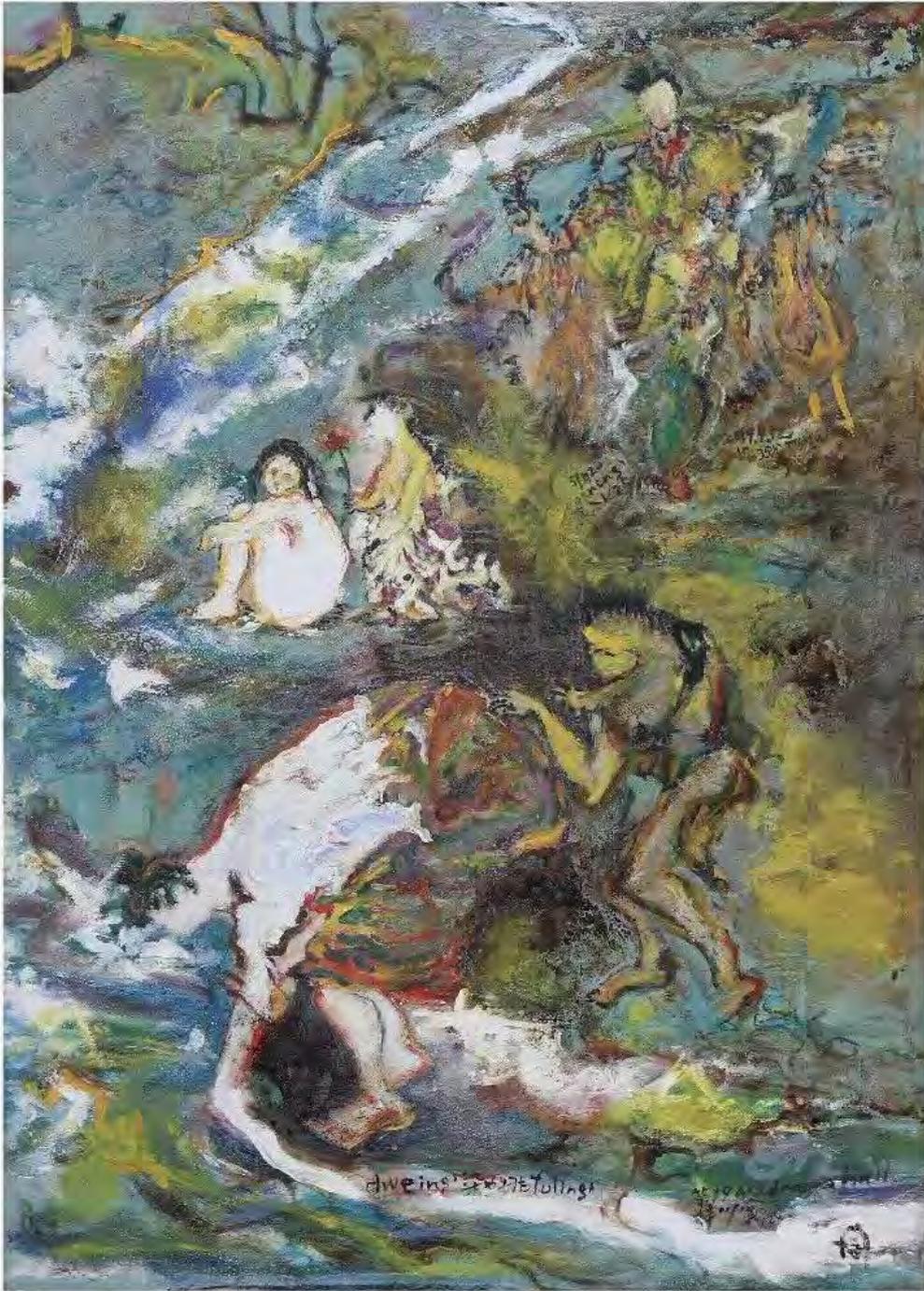
まつもと市民生きいき活動

- わたしは ところをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう



「学都松本」

絵画の公募展 <テーマ>梓川流域の風景・文化・行事



第19回 信州梓川賞展 梓川賞 岩瀬 宇(母さん)

第19回 信州梓川賞展

令和2年2月8日(土)～3月8日(日)

午前9時～午後5時 休館日:月曜日 初日の2月8日は表彰式を行います。
一般開場は正午からです。

会場:松本市梓川アカデミア館 ギャラリー

主催:信州梓川賞展実行委員会/松本市梓川アカデミア館

